

表 1 補助対象設備要件一覧

必須要件 ●：導入必須

○：2 つ以上（補助対象設備として導入する場合は要件を満足すること。）

複数のハウスを連結して使用する場合は 1 ハウスにつき 2 つ以上導入してください。

設備名		必須要件	要件				
断熱材等	断熱材	●	熱伝導率W／（m／K）0.050未満				
太陽光発電設備	太陽光発電設備	●	・施設の屋根または壁に設置するものに限る。				
換気設備	省エネ型換気設備	●	第一種全熱交換型換気設備および第一種顕熱交換型換気設備を対象とする。 <table><tr><td>熱交換型換気設備</td><td>全熱交換効率 40%以上に限る</td></tr><tr><td></td><td>顕熱交換効率 65%以上に限る</td></tr></table>	熱交換型換気設備	全熱交換効率 40%以上に限る		顕熱交換効率 65%以上に限る
熱交換型換気設備	全熱交換効率 40%以上に限る						
	顕熱交換効率 65%以上に限る						
蓄電システム	蓄電システム	●	・一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に製品登録された蓄電システムであること。 https://sii.or.jp/zeh/battery/search ・蓄電容量は 5kWh 以上とする。 ・太陽光発電システムにより発電された電力を蓄え、有効利用することが可能なシステムに限る。				
照明設備	LED 照明	●	・LED 光源であるもの（ただし、補助金対象外）				
空調設備	高効率個別エアコン（マルチエアコン可）	○	・個別エアコンのエネルギー消費効率、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率区分（い）を満たす機種であること。 https://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_191001_v05_PVer0207.pdf の表 A. 4 参照				
	パネルラジエーター		・以下で示すいずれかを満たすこと。 ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型（暖房部熱効率が 87%以上）のもの ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時 COP3.3 以上のもの ③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの				
	温水式床暖房		・以下で示すいずれかを満たすこと。 ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型（暖房部熱効率が 87%以上）のもの ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時 COP3.3 以上のもの ③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの				
	ヒートポンプ式セントラル空調システム		暖房 COP 3.0 以上（省エネ基準地域区分 8 を除く地域） 冷房 COP 3.3 以上（省エネ基準地域区分 1～3 を除く地域）				

給湯設備	電気ヒートポンプ給湯器 (エコキュート等)		・貯湯缶が一缶のものに係る JIS 基準 (JIS C9220) 給湯器に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が 3.3 以上であること。貯湯缶が多缶の場合は 3.0 以上であること。 ・上記に関わらず寒冷地 (1・2・3 地域) の場合は年間給湯保温効率・年間給湯効率が 2.7 以上であること。
	潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ等)		・エネルギー消費効率が 94% 以上 (暖房給湯兼用機にあっては 93% 以上) であること
	潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール等)		・エネルギー消費効率が 94% 以上 (暖房給湯兼用機にあっては 93% 以上) であること
	ガスエンジン給湯器 (エコウィル等)	○	・ガス発電ユニットの JIS 基準 (JIS B 8122) に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 (LHV 基準) で 80% 以上であること。
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 (ハイブリッド給湯器)		・熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率 (JGKAS A705-2016) が 102% 以上であること。
	太陽熱利用システム		・太陽熱温水器の場合は JIS A 4111 に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ・ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式の場合は、JIS A 4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113) に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること)
コージェネ	燃料電池 (エネファーム等)	○	